

2025年1月24日開催 海外食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	日本では酸化防止剤として登録されている「コメヌカ酵素分解物」は海外で食品添加物として登録がありません。しかし、コメヌカ酵素分解物を酸化防止剤ではなく、風味付与と目的として海外で使用したい場合、使用可能なのでしょうか？その場合、表示は食品扱いになるのでしょうか？	食品添加物として登録されていない場合、当該国では使用は不可能です。
2	食品添加物の成分規格「試験法」が国によって異なることで、国外での輸入検疫で警告を受けることはありますか？特に色素について知りたいと思っています。	当該国（輸出先国）での成分規格に適合していることが必須です（規格項目、規格値、試験方法、起源・製法等）。収去されて、規格外との結果が出た場合、輸入不可となり、事業者名・商品名公表の可能性も国によりあると思われます。
3	P25成分規格の相違のレシチンの起源が気になりました。日本のアブラナレシチンや卵黄レシチンはアメリカではレシチンではないのでしょうか？その場合は表示する際、何と書くべきでしょうか？	起源が異なる場合、規格・基準を満たしていると判断出来ませんので、使用は出来ません。
4	食品添加物の認可状況について、アメリカの各州での情報を求められることがあります。アメリカでの認可状況は、州によって違いがあるかどうかご教示いただけますでしょうか。	州により許可されていない添加物が有る場合が有りますが、早見表ではそこまでフォローしておりません。
5	タイの輸出に当たり添加物の資料がないとの事でしたが、どの様に検索を掛ければ宜しいでしょうか。	成分規格に関して、原則JECFA規格に準じます。
6	輸出規制プラットフォームに記載がない添加物を使用した商品を海外へ輸出したい場合、どこで調べることができますか？現地顧客に聞く、以外の案をいただければ幸いです。	当該国の法規の確認方法は、配付資料の36ページに例示しております。一部を抜粋して記載します。 ・農林水産省HP「各国の食品・添加物当の規格基準」より検索 ・（一社）日本食品添加物協会発行「新 世界の食品添加物概説」で調査
7	食品に使用する添加物について、添加物規格基準（ヒ素、鉛など）が、海外と日本で異なる場合、海外の基準を満たす必要がありますか？	はい、満たす必要があります。
8	日本での用途名（pH調整剤など）が海外でのリストにない場合はどのように使用可否を判断すればいいのでしょうか。	当該添加物の特性から、リストにある用途から合理的に説明できる用途をお選びください。用途のリストは「主な用途」であり、リストに無い用途でも使用可能な国もあります。
9	乾燥加工食品を製造しており、ベトナムへの輸出を考えています。製品に使用している食品添加物について、現地でコーデックスの基準に合致しているかどうかを確認しています。輸出対象の製品には酢酸デンプンを使用しており、日本では食感改良を目的として添加しており物質名で表示しています。形状維持機能も期待し、賦形剤的にも使用しています。コーデックスの機能には、乳化剤、安定剤、増粘剤として記載があり、日本の表示の考え方に従って「食感改良」と報告したところ、コーデックス機能に合致したものに代替が必要と判断されました。食感や成形の安定としても考えられるため、安定剤としても問題ないでしょうか。コーデックスにおける用途/機能分類の定義を確認したいのですが、どこを見たらわかりますでしょうか。	用途については、使用目的に応じて適切と思われるものを事業者の判断でご選択ください。コーデックスの定義は、コーデックスガイドライン CXG 36-1989(CLASS NAMES AND THE INTERNATIONAL NUMBERING SYSTEM FOR FOOD ADDITIVES)の「2. TABLE OF FUNCTIONAL CLASSES, DEFINITIONS AND TECHNOLOGICAL PURPOSES」に記載されています。
10	早見表を含め、各国規制の変更をどのように監視、検索結果にキャッチアップしているのでしょうか？検索結果の正確性に関わるのでご教授いただきたいです。	現時点では、3年周期で変更の確認を行う予定としています。
11	①USラベルについて、SCOGSリストで評価を受けた記載あり用途の指定はない物質で、CFRやGRASには載っていない場合は、SCOGSを根拠として用途に関わらず食品に添加してもよいのでしょうか？SCOGSはFDAが関与していないという話でしたが、SCOGSに載っている添加物は使用可能と判断できますか？（ヘキサメチリン酸ナトリウム等） ②JECFAで、脂肪酸のモノ及びジグリセリドは、INS471、長鎖脂肪酸とグリセリンのエステル化させたもので30%以上のモノグリセリドを含むと定義されていますが、グリセリンオレイン酸エステルはGlyceryl monooleateか、Mono- and diglyceridesのどちらかで表示が可能と思いますが、そうであれば、物質名の詳細を開示する必要はなくグリセリン脂肪酸エステル（INS471）の情報のみ提示すればよい認識でしょうか。	①使用基準については、FDAの「Substances Added to Food (formerly EAFUS)」というサイトでご確認ください。尚、SCOGS GRASはFDAが評価したGRAS物質です。
12	添加物用途について、海外には無い用途をどう表記するか教えて頂きたいです。例えば日本で日持向上剤として酢酸ナトリウムを使用しています。米国では日持向上剤という用途がないため、pH調整剤等の用途を特定して記載する必要がありますが、原料メーカーからは日持向上剤以外の用途の回答は得られず、弊社でも判断がつかない状況です。	当該添加物の特性や機能を発揮するメカニズムから、ご判断いただくことになります。

	講師への質問	回答欄
13	香港法規に添加物がリストにない場合に、中国GBもしくはCODEXに記載があればOKという認識でしたが、全て香港当局に問い合わせなくてはならないのでしょうか。	「成分規格に関する規制はなく、コーデックスまたは中国の成分規格に従うものと考えられる。」とお話しました。使用の可否が不明な場合は、香港当局に確認ください。
14	乳化剤を使用する製品で原材料メーカーから規格書ではグリセリン脂肪酸エステルと表記されたものを頂いた場合、この製品を海外に輸出する場合はメーカーからさらに詳細を開示してもらわなければ海外への輸出はできないでしょうか。それともグリセリン脂肪酸エステルのままでも輸出は可能でしょうか。	原料メーカーに、当該国で使用可能かどうかを確認してください。
15	国によって成分規格が異なる添加物もあるとのこと説明がありましたが、それが要因で日本では使えるが輸出品には使えない添加物の事例をご教示ください。早見表で○がついている添加物は、成分規格が異なるようなことはないという理解でよろしいでしょうか。	早見表の○は、当該添加物が物質として登録されているかどうかで付けており、機能分類や成分規格を確認して付けているわけではありません。
16	ベトナムの規格について、成分規格は全て記載があるわけではないとのことですが、書かれていない成分は全てJECFA基準となるのでしょうか。	アセアン諸国はコーデックスを尊重することになっているので、JECFA規格を参照する可能性が高いと思われますが、個別に現地の代理店等を通じてご確認ください。
17	①コーデックス規格、JECFA規格があるものの、各国の添加物成分・製造規格が異なる理由は何でしょうか？今後それに統合していく動き等がありますか？ ②FDAのページで添加物検索する際、GRASで検索してヒットしない物質を、告知GRASの検索でヒットしたら、使用できると判断してよいのでしょうか？告知GRASに掲載されている物質はGRASリストに入るのでしょうか？	①各国それぞれの添加物制度の歴史や食文化の違い、安全性確保のための考え方の違いなどに起因すると思います。現時点で、統合しようという具体的な動きは無いと思います。 ②告知GRASは原則申請企業の製品に限られますので、原料メーカーにご確認ください。告知GRASは告知GRASのリストに掲載されるのみです。
18	国によって法律の改正時期が違うと思います。改正されたらそれに対応する必要がありますが、そういった情報の確認の仕方はありますでしょうか？	定期的にチェックするしかないと思います。WTO加盟国であれば、規制の変更時にWTOへ通報しますので、WTOのサイトをチェックするという方法もあります。
19	海外食品添加物早見表で、米国および豪州の、D-ソルビトール（使用可）とD-ソルビトール液（使用不可）で使用可否が異なる理由はなぜでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。	各国の規定で、「D-ソルビトール液」という名称でリストに掲載されている国のみ○にしました。
20	日本の添加物メーカーからは、「日本の成分規格での商品なので輸出不明」との回答ばかりです。その添加物製剤に含まれている副剤（最終食品ではキャリアオーバー）の添加物の成分規格まで合致が必要なのでしょうか？使用可否判断方法を知りたいです。 主剤の物質名のINSNo,CFR-Noも確認取れているが成分規格が異なっていた場合、その製剤を使用した加工食品を輸出した場合には法的罰則などあるのでしょうか？	必要です。 当該国の当局に摘発された場合、当該国の輸入責任者が処罰の対象になります。
21	他社から弊社の商品について海外(対象国指定)に輸出できますかという問合せが多々あり、製剤であっても主剤のみの輸出可能有無は回答できても、全ての副材も考慮する必要がありますので各国の規格基準に従ってと回答するようになります。もし、全ての原料について輸出可能である事が調べて分かったとしても、確実に対象国に輸出するためには対象国に確認して下さいと回答する方が確実かと思うのですが如何でしょうか。(本日の講演でそう感じました。)	輸入国で法令違反で摘発された場合、輸入業者が処罰の対象となります。疑義がある場合は輸入業者と情報交換されることをお勧めします。
22	米国関連です。①現行の告知GRASは告知した企業に適用されるので、同一の製法規格であっても他社は告知なしでは使用できない認識で間違いはないか。 ②一方、1997年以前のGRAS物質はその性質が遵守できていれば、どの企業も使用に問題ない認識で間違いはないか。 ③FEMA GRASに関しても、どの企業も使用に問題ない認識で間違いはないか。	①はい、その通りと思います。②CFRに記載されている物質は、成分規格を満たしていれば使用可能です。③FEMA GRASは物質としての使用可否の判断と理解しています。成分規格等に適合していないと使用は出来ません。
23	コーデックスでは、一般食品添加物は添加物扱い、加工助剤は非添加物扱いになるとの事ですが、 添加物規格に合致する製剤を加工助剤（食品製造工程中の消泡目的）として添加する場合、この製剤は添加物扱い、もしくは加工助剤扱い、どちらになるのでしょうか？ また、添加物規格に合致しているため、加工助剤規格？に仮に合致していても添加してもよいのでしょうか？	コーデックス上では加工助剤になると思います。「加工助剤として使用される物質のガイドライン（CAC/GL 75-2010）」の3章4節に、「加工助剤として使用される物質は、食品用の品質であるべきである。コーデックスが定める成分規格がある場合はその規格に、無い場合は責任ある国際／国内機関が定めた規格や、供給者が定めた適切な規格に従うべき」とあるので、JECFA規格に準拠していれば加工助剤として使用可能と思われる。

	講師への質問	回答欄
24	<p>「海外食品添加物規制早見表」についてですが、中国が〇となっておりますが、GBの規格はないかと思ます。 https://yushutukisei.com/l-theanine/?country=china 根拠資料として http://down.foodmate.net/standard/yulan.php?itemid=34326 が添付されておりますが、これはGBではなく、QB/T 業界が作っている標準規格でこれをもとに製造はできますが、GBに登録されていないため中国では使用できないかと思ます、認識違いでしょうか？</p>	<p>食品添加物では無く、食品として使用可能としております。</p>
25	<p>21CFR Part184に記載されているGRAS物質の規制では「Prior sanctions for this ingredient different from the uses established in this section do not exist or have been waived.」との記載をよく見かけます。これは記載以外の使用用途についてはGRASであることの確認がされていないということでしょうか？それとも使用用途の規制はないという意味でしょうか？</p>	<p>「過去にこの物質が異なる用途で承認されたことはない、あるいは、撤回されている」という意味ですので、「この物質は、この文章に記載されている用途のみが認められている」という意味と思ます。</p>
26	<p>差し支えないようでしたら、各国の法規、定義、機能分類（テーマ4 日本と海外の規制比較）の資料をメールで共有いただくことは可能でしょうか。大変お手数なのですが、メモを取りきることが出来ず、理解が追いつかない点もあるため、今後の勉強の為、お願いしたく存じます。</p>	<p>資料を無償提供する予定はありません。当協会の書籍を購入いただければ幸いです。</p>
27	<p>現地語と英語版の法規がある場合、現地語版に準拠していることを確認することが必要のところでしたが、Google翻訳等のツールを用いて和訳して確認するかたちになるのでしょうか。</p>	<p>翻訳ツール等を用いて翻訳するか、現地の輸入代理店等に確認を行うか、有償で情報提供を行っている会社と契約する等で確認することになります。</p>